

# 令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第4回福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

1 日時 : 令和6年9月27日（金）13:00～13:55

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室C

3 出席者 : **【公益代表委員】** 1人（定数3人）  
萱沼 美香（部会長）

**【労働者代表委員】** 3人（定数3人）  
石田 雄也  
吉武 和也  
吉水 寛

**【使用者代表委員】** 2人（定数3人）  
麻生 朋子  
大西 洋二郎

**【福岡労働局】** 田村 労働基準部長  
渡辺 賃金室長       ほか

4 主要議事

(1) 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改定について

(2) その他

5 審議内容



大西委員           もう、二者で協議する必要はなく、三者の間でも結構ですが。

吉武委員           労働者側の方から発言してもよろしいでしょうか。

部会長            お話が足りているのであれば、この場で御発言をお願いします。  
それでは、労働者側からお話をお伺いしたいと思います。

吉武委員           労働者代表委員の吉武から発言させていただきます。

第3回専門部会では使用者側から歩み寄りいただき、労働者側で協議を行いました。前回の歩み寄りの根拠としていただきました福岡市の消費者物価指数について、労働者側も消費者物価指数は見過ごせないと思っており、私どもとしても歩み寄りということになりますと、福岡県全体で考えますと消費者物価指数の変化が大きいのが北九州市でして、北九州市の令和6年7月の消費者物価指数が3.7パーセントであり、これを自動車小売業の特定最低賃金額に相当しますと38円となり、現行の特定最低賃金額の1,028円に38円を加えると1,066円になり、1,066円をお願いできればと思っております。

以上です。

部会長            ありがとうございました。  
次に、使用者側からお願いいたします。

大西委員           使用者代表委員の大西から発言させていただきます。

まず、1つ目の根拠としまして、前回の専門部会でも言いましたように、福岡市の消費者物価指数を用いて1,062円、プラス34円ということで提示をさせていただきました。

もう1つの別の根拠としまして、資料の29ページの連合福岡から出されている資料になりますけれども、こちらの定昇を除き、純粋なベースアップで考えさせていただいて、その中でも特に最低賃金に関わってくる企業ということで、300人未満の企業の数字を検討させていただきました。こちらが3.56パーセントの賃上げ率なので、自動車小売業の特定最低賃金に置き換えますと1,065円、プラス37円という数字が出てくるかと思えます。

さらに、先ほど、労働者側からの発言にもありましたけれども、福岡県全体で見ると、福岡市、北九州市の消費者物価指数の平均を取りますと3.13パーセントと、なかなか厳しい数字になるかと思えますけれども、一番大きな数字を見たところで、北九州市の令和6年7月の消費者物価指数の3.7パーセントで計算させていただくと1,066円、プラス38円となります。

37円、38円ということをこちらで検討しましたところ、当初の労働者側の引

上げ額である 42 円という数字にできるだけ近づけるためにも、38 円なら協力できるかなというところで、こちらも 38 円の引上げを提案させていただきたいと思います。

部 会 長

ありがとうございます。

ただ今、労働者側、使用者側から御意見をいただきまして、令和 6 年 7 月の北九州市の消費者物価指数の 3.7 パーセントという数値を用いて 1,066 円、プラス 38 円で一致したかと思えます。

改めて確認したいのですが、引上げ額を 38 円とすることで一致したということよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

部 会 長

ありがとうございます。

また、発効日については、第 1 回専門部会合同会議で座長から御発言があったとおり、福岡での統一発効日である令和 6 年 12 月 10 日よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

部 会 長

ありがとうございます。

それでは、改めて、福岡県自動車（新車）小売業最低賃金を 38 円引き上げることとし、時間額 1,066 円、発効日については 12 月 10 日として、公労使三者での全会一致による決議としてよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

部 会 長

ありがとうございます。

それでは、ただ今の決定事項を、審議会あてに自動車小売業専門部会として報告します。

大 西 委 員

少し質問したいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

部 会 長

はい、大西委員。

大 西 委 員

合同会議でいただいた資料についての質問ですが、119 ページの分布率の全労働者 93 名とあります。調査対象の中の数であるだろうと思えますけれども、1,027 円以下で残っているところがあるのですが、単刀直入に言うと、これは分かっているか、1,028 円という数字を理解されていないか、地賃で

されているのか、その辺りの状況はお分かりですか。

労働基準部長

調査をして回答を見る限りですが、実は特定最低賃金に該当すると知らなかったというところがほとんどなのです。私ども労働基準監督署が監督、指導した時に、特定最低賃金に該当することが分かれば直ちに支払いの命令をするのですが、その事業者が、特定最低賃金に当てはまるとは知らなかったとの回答が多いです。

先ほど大西委員がおっしゃたように、知っていても払わない、払っていない、地賃で支払っているというところも数としては少ないでしょうが、あろうかと思えます。いずれにしても、見つけましたらしっかりと指導はいたします。本当に知らないかどうかは別ですが、回答としては知らなかったというところが多くございます。

大西委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

今回のプラス 38 円となると、今のこの調査票の中でいくと、1,066 円で 34 パーセントということになり 3 分の 1 以上になるので、このような状況であれば、この議論が無意味だという気もするところがあるので、知らないのであれば、私どもも含めて周知をするようにしていかなければいけないのかなと思えます。

もう一つ、質問がありまして、21 ページの最低賃金の名称というのがあるのですが、県によって自動車小売業の名称に（新車）がついているのですが、福岡県は（新車）となっているのですが、これはどういう業態がこれに含まれるのですか。ディーラーであれば間違いなくここに入るといえるのは分かるのですが、地方の整備工場も含まれているのか、ここは（新車）とあるので、1 台でも新車を販売していれば入るといえる認識なのか、そこはどのような棲み分けをされているのでしょうか。

労働基準部長

その事業所の業務の主体で見ます。例えば、整備と新車販売の割合が 50 対 50 とすると、その線引きが難しいのですが、事業所がその生業をどちらをメインとして看板に掲げているか、又は登記をどのようにしているかまで入り込む時も場合によってはございます。ただ、新車を売って整備を行うということが普通で、販売のみというディーラーはあまりないと思えます。その後のメンテナンスの関係もありますので。だから、新車を売って整備をするという場合は、普通は自動車の新車小売業と考えます。なお、整備の方が主で、自動車の販売は依頼があって行うような事業所の場合は、整備業であり自動車小売業とは見なさないのが一般的でございます。

麻生委員

では、代理店契約をしているところはどうですか。

地方の整備工場では、ディーラーの自動車会社と代理店契約をして、お客様が

欲しいとおっしゃった時に仕入れて自動車を販売するところもありますが、その事業所が整備が主ですといえれば整備業になるということですか。

労働基準部長

そうですね、そこは整備業になると思います。整備が主で、たまたま自動車販売の依頼があつて、中古車を見つけてくれないかとか、新車を娘に買ってやるだとかで自動車の販売があつたということですので、販売もできますけど普段は整備がメインとなると整備業になると思います。

自動車販売店で保険の代理も行っていますが、保険の代理は自動車販売店の付随する業務ですので、そのように思ってくださいと想像しやすいかと思います。

大西委員

そうなる、事業所規模が大きくないとこの自動車（新車）小売業に入つてこないのかなと思うのですが、小さな地方の整備工場は、自動車（新車）小売業に入つてこないのではないかとイメージを持っておりますけれども、どうでしょうか。

労働基準部長

事業所規模だけでは判断ができないところではあります。店頭で軽自動車のみをディスプレイして新車の自動車を販売しているのであれば自動車（新車）小売業になるのですが、整備が本来の主の事業で、この車は後からディーラーからお願いされて販売もしているということもあるとなると判断しづらいです。ただ、販売をしていけば小売業と一般的には判断すると思います。

よろしいでしょうか。

大西委員

ありがとうございます。

部会長

それでは、報告書（案）を準備しますので、労使委員の皆様はしばらくこの場でお待ちください。別室にて公益委員と事務局にて報告書（案）の作成に入ります。

（公益代表委員と事務局退室）

（公益代表委員と事務局入室）

（議事再開）

部会長

それでは、再開いたします。

先ほどの決定事項を審議会あてに自動車小売業専門部会として報告します。

事務局は、報告書（案）を準備してください。

事務局 (報告書(案)準備)

部会長 事務局は、報告書(案)を配付してください。

事務局 (報告書(案)配付)

部会長 事務局は、報告書(案)を読み上げてください。

室長補佐 (報告書(案)朗読)

部会長 ありがとうございます。  
ただ今の報告書(案)でよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

部会長 それでは、この報告書(案)の(案)を取り、報告書として福岡地方最低賃金審議会に報告します。

今回は全会一致の決議でしたので、8月21日開催の第5回本審で決議いただいたとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、「専門部会が全会一致の決議を行った場合には、審議会の決議とする」取扱いとなります。これにより、専門部会長が当部会の本日の決定事項について、福岡地方最低賃金審議会の会長名により福岡労働局長に対して答申を行うこととなります。

したがって、部会長の私から福岡労働局長へ答申します。

事務局は、答申文(案)を準備してください。

事務局 (答申文(案)準備)

部会長 事務局は、答申文(案)を配付してください。

事務局 (答申文(案)配付)

部会長 事務局は、答申文(案)を読み上げてください。

室長補佐 (答申文(案)朗読)

部会長 ありがとうございます。  
ただ今の答申文(案)でよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは、ただ今から労働局長へ答申します。

(答申文を労働基準部長に手交)

事 務 局 (答申文 (写) 配付)

部 会 長 ここで、労働基準部長から挨拶があります。

労働基準部長 (お礼の挨拶)

部 会 長 全会一致により答申を行うことができました。委員の皆様にご挨拶申し上げます。

最後に、議事(2)の「その他」です。何かございますか。

各 委 員 (な し)

部 会 長 事務局から何かありますでしょうか。

室長補佐 (今後の意見公示等について説明)

部 会 長 これを持ちまして、専門部会を閉会いたします。

今回は第3回専門部会から本日の第4回専門部会まで非常にタイトな日程の中、労使双方で会議以外の場でかなり御尽力いただいたかと思っております。

全会一致で結審できましたこと、改めましてお礼申し上げたいと思っております。

大変お疲れ様でした。